

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	大分市 固定資産税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和6年11月7日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	地方税ポータルシステム
②システムの機能	1. 申告データの審査と管理 2. 申請・届出データの審査と管理 3. 申告データの連携 4. 償却資産申告データの連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ eLTAXから出力したXMLファイルを、固定資産税システムに取り込みを行うため、接続はしていない。 ）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 1. 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 2. データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 固定資産税GIS、家屋評価システム ）

システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 1. 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム6	
①システムの名称	固定資産税GIS
②システムの機能	固定資産の土地に関して以下の処理を行う。 1. 土地の評価計算処理を行う。 2. 土地の所有者の異動、合筆、分筆等の処理を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム7	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	固定資産税について家屋の評価計算を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 建築確認申請の情報をデータで取得し家屋評価システムに取り込んでいる。 )

システム8									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</li> <li>データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</li> <li>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム9									
①システムの名称	住民基本台帳システム								
②システムの機能	<p>住民に関する以下の電算処理を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住民票作成管理機能(修正・消除含む)</li> <li>住民票の照会</li> <li>住民票等証明書・通知書の発行</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステムとの連携</li> <li>法務省情報連携システムとの連携</li> <li>都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成</li> <li>住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続)</li> <li>個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認</li> <li>国保資格等個別事項情報の管理</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									

システム10	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム11	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	地方団体の基幹税務システムで作成された相続税法第58条通知データ(CSVファイル)をLGWAN(eLTAX)を経由して国税庁へ送付する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 固定資産税システムから出力したCSVファイルを国税連携システムに取り込みを行うため、接続はしていない。 )

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
固定資産税ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供)なし(情報提供は行わない)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	大分市役所 財務部 資産税課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	資産税課長 情報政策課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に土地、家屋又は償却資産を所有する者
その必要性	固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	個人番号、その他識別番号:対象者を特定するために保有 4情報:登記記載情報を保持するために所有 地方税関係情報:固定資産税賦課事務のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	大分市財務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	固定資産税の適正かつ公平な賦課事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	資産税課、納税課							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		I 土地・家屋の登記情報の管理 ・土地・家屋の登記情報の入力 ・登記名義人情報の登録 ・土地家屋課税台帳から土地・家屋の登記情報・所有者情報の参照  II 償却資産の課税事務 ・申告書等の送付 ・償却資産の保有情報の入力・評価  III 賦課事務 ・当初処理を行い、納税義務者へ宛名情報を基に納税通知書の発送 ・賦課更正処理を行い、納税義務者の宛名情報を基に納税通知書の発送							
	情報の突合	内部識別の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システム管理・運用業務、操作業務委託	
①委託内容	システム管理・運用業務、オペレーションに係る業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)オーイーシー 日本電気(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	固定資産税納税通知書等作成・封入封緘業務委託	
①委託内容	当初賦課決定後の納税通知書等発行及び封入封緘	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	TOPPANエッジ株式会社大分営業所	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <input type="checkbox"/> ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	納税課
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務
③移転する情報	固定資産税の収税に必要な情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <システム保有データ>

- ・サーバ室の入口で生体認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。

### <紙媒体>

- ・廃棄予定の情報も含め鍵付きのキャビネットもしくは倉庫へ保管し、立ち入りを制限している。
- ・鍵の保管場所については関係者以外には知らせず、部外者による入手を制限している。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
  - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
  - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

人的情報		12 法人持分分子	22 特例前課税額都土地	82 差引税額都土地	8 印字調定額
1 相当年度	13 法人持分分母	23 特例前課税額都家屋	83 差引税額都家屋	9 確認番号	
2 義務者宛名番号	14 税額按分率固	24 特例課税額固土地	84 差引税額都		
3 非課税CD	15 税額按分率都	25 特例課税額固家屋	85 差引税額合計	土地基本情報	
4 非課税開始年	16 家屋評価補正率	26 特例課税額固償却	86 既課税額	1 相当年度	
5 非課税終了年	17 登記名義人氏名名称	27 特例課税額都土地	87 年税額	2 物件CD	
6 減免CD	18 登記名義人住所所在地	28 特例課税額都家屋	88 国保用税額	3 土地基本履歴番号	
7 減免開始年	19 敷地権CD	29 課税額固土地	89 納税通知書発行年月日	4 異動事由CD	
8 減免終了年	20 補正係数CL	30 課税額固家屋	90 期別税額手入力F	5 異動年月日	
9 申請年月日	21 非住宅F	31 課税額固償却	91 更正事由CD	6 所在地大字	
10 納税通知書差替区分	22 要個別通知F	32 課税額固合計	92 更正年月日	7 所在地小字	
11 発行停止CL	23 異動事由CD	33 課税額都土地	93 更正処理期CD	8 所在地地番	
12 土家更正保留F	24 異動年月日	34 課税額都家屋	94 通知書発行CL	9 所在地合併CD	
13 償却更正保留F	25 台帳番号家屋	35 課税額都合計	95 当初賦課F	10 所在地分離番号	
	26 明細番号	36 算出税額固土地	96 賦課期日時点F	11 地番別名称	
	27 階層補正適用除外F	37 算出税額固家屋	97 賦課期別税額履歴番号	12 義務者宛名番号	
共有管理情報		38 義務者事由CL	98 賦課按元土履歴番号	13 義務者共有枝番	
1 相当年度	29 現所有申告年月日	39 算出税額都土地	99 賦課按元家履歴番号	14 個人法人CL	
2 共有宛名番号	30 登記持分不明F	40 算出税額都家屋	100 賦課按税詳細履歴番号	15 共有分割CD	
3 履歴番号	31 登記持分分子	41 算出税額都	101 強制入力F	16 法人持分分子	
4 最終枝番	32 登記持分分母	42 固定資産税減税額	102 備考	17 法人持分分母	
5 代表者宛名番号	33 共有管理履歴番号	43 都市計画税減税額	103 相当課税額固土区	18 閉鎖F	
6 代表者個人法人CL	34 相続人氏名名称	44 軽減税額固土地	104 相当課税額固家区	19 未登記F	
7 共有分割CD	35 相続人住所所在地	45 軽減税額固家屋	105 相当課税額固土分	20 未評価F	
8 構成員不詳F		46 軽減税額固合計	106 相当課税額固家分	24 登記済通知書番号	
9 外人数		47 軽減税額都土地	107 相当課税額都土区	22 所有者宛名番号	
10 持分分子合計	所在地情報		108 相当課税額都家区	23 所有者共有枝番	
11 持分分母合計	1 所在地大字	48 軽減税額都家屋	109 相当課税額都土分	24 登記地目CD	
12 法人持分分子合計	2 所在地小字	49 軽減税額都合計	110 相当課税額都家分	25 登記地積	
13 法人持分分母合計	3 所在地大字カナ	50 算出税額固軽減後土地	111 区分所有税額固土地	26 登記名義人氏名名称	
14 補正係数算出CL	4 所在地小字カナ	51 算出税額固軽減後家屋	112 区分所有税額固家屋	27 登記名義人住所所在地	
15 補正一括更新CL	5 所在地大字カナ清音	52 算出税額固軽減後	113 区分所有税額都土地	28 表示事由CD	
16 補正係数都	6 所在地小字カナ清音	53 算出税額都軽減後土地	114 区分所有税額都家屋	29 表示受付年月日	
17 補正係数都	7 所在地大字漢字	54 算出税額都軽減後家屋	115 特例減税額固家区	30 表示原因年月日	
18 マンション漢字名	8 所在地小字漢字	55 算出税額都軽減後	116 特例減税額都家区	31 権利事由CD	
19 マンションカナ名	9 担当コード	56 減免税額固土地	117 軽減税額固家区	32 権利受付年月日	
20 マンション清音カナ名	10 小字必須F	57 減免税額固家屋	118 軽減税額都家区	33 権利原因年月日	
21 入力状態CL	11 大字F	58 減免税額固償却	119 減免税額固家区	34 画地CD	
22 異動年月日		59 減免税額固合計	120 減免税額都家区	35 画地代表F	
23 論理削除F	賦課情報		121 軽減税額固償却	36 画地明細履歴番号	
24 論理削除年月日	1 税目CD	60 減免税額都土地	122 階層補正増減額固	37 画地評点履歴番号	
25 備考	2 相当年度	61 減免税額都家屋	123 階層補正増減額都	38 画地筆数	
26 部屋別減税CL	3 義務者宛名番号	62 減免税額都合計	124 不均一減税額固土地	39 課税合計地積	
27 台帳番号一棟	4 賦課履歴番号	63 算出税額固単有分土地	125 不均一減税額固家屋	40 住宅合計地積	
28 持分CL	5 課税年度	64 算出税額固単有分家屋	126 不均一減税額固償却	41 画地合計地積	
29 台帳番号家屋	6 通知書番号	65 算出税額固単有分	127 不均一減税額固合計	42 小規模住宅戸数	
30 階層補正持分分子	7 納付手段CD	66 算出税額都単有分土地	128 不均一減税額都土地	43 画地一括住宅用地CL	
31 階層補正持分分母	8 納税整理番号	67 算出税額都単有分家屋	129 不均一減税額都家屋	44 画地一括家屋総床面積	
	9 課税明細枚数	68 算出税額都単有分	130 不均一減税額都合計	45 小規模合計地積	
共有明細情報		69 区分所有税額固	131 不均一減税額固家区	46 一般合計地積	
1 相当年度	10 個人法人CL	70 区分所有税額都	132 不均一減税額都家区	47 非住宅合計地積	
2 共有宛名番号	11 共有賦課CL	71 課税分割税額固		48 現況地目CD	
3 共有枝番	12 非課税CD	72 課税分割税額都	賦課期別税額情報		
4 部屋番号	13 減免CD	73 算出税額固人減前	1 税目CD	49 現況地積	
5 構成員宛名番号	14 土地免点未済F	74 算出税額都人減前	2 相当年度	50 非課税CD	
6 構成員共有枝番	15 家屋免点未済F	75 人の減免税額固	3 義務者宛名番号	51 非課税開始年	
7 構成員数	16 償却免点未済F	76 人の減免税額都	4 賦課期別税額履歴番号	52 非課税終了年	
8 個人法人CL	17 調定報獎金	77 強制減免税額固合計	5 課税年度	53 非課税対象地積	
9 持分不明F	18 前納用確認番号	78 強制減免税額都合計	6 期別CD	54 評価額履歴番号	
10 持分分子	19 特例前課税額固土地	79 差引税額固土地	7 期別税額	55 市街化調整区域CD	
11 持分分母	20 特例前課税額固家屋	80 差引税額固家屋		56 農地CL	
	21 特例前課税額固償却	81 差引税額固			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

57	市街化農地適用CL	117	前年度課標固一般	177	軽減課標額固	237	発行番号	297	類土負担水準都一
58	市街化農地並開始年度	118	前年度課標固非住個	178	軽減課標額都	238	整理番号	298	類土負担水準都非個
59	生産緑地指定F	119	前年度課標固非住法	179	軽減税額固	239	不均一課税CD	299	類土負担水準都非法
60	都市計画税該当F	120	前年度課標都小規模	180	軽減税額都	240	不均一課税開始年	300	表示受付年月日外部
61	住宅用地CL	121	前年度課標都一般	181	減免課標額固	241	不均一課税終了年	301	権利受付年月日外部
62	住宅用地CL9面積	122	前年度課標都非住個	182	減免課標額都	242	不均一課税地積		
63	地積手入力F	123	前年度課標都非住法	183	減免税額固	243	不均一課税税率固	土地基本評価額情報	
64	小規模住宅地積	124	課税計算CL	184	減免税額都	244	不均一課税税率都	1	相当年度
65	一般住宅地積	125	評価額前回	185	減税額基礎都小規模	245	不均一課税減税額固	2	物件CD
66	非住宅地積	126	評価額今回	186	減税額基礎固一般	246	不均一課税減税額都	3	評価額履歴番号
67	仮換地地区	127	評価額全体	187	減税額基礎固非住個	247	更正事由CD	4	評価替年度
68	仮換地ブロック本番	128	非住宅地積個	188	減税額基礎固非住法	248	更正年月日	5	評価額全体
69	仮換地ブロック枝番	129	非住宅地積法	189	減税額固小規模	249	登記所在地大字	6	評価額課税
70	仮換地ロット本番	130	課標額本則固小規模	190	減税額固一般	250	登記所在地小字	7	評価点手入力
71	仮換地ロット枝番	131	課標額本則固一般	191	減税額固非住個	251	登記所在地地番		
72	仮換地理由	132	課標額本則固非住個	192	減税額固非住法	252	登記所在地合併CD	土地基本画地明細情報	
73	仮換地保留地CL	133	課標額本則固非住法	193	減税額固合計	253	登記地番別名称	1	相当年度
74	図面番号	134	課標額本則都小規模	194	減税額基礎都小規模	254	市町村境F	2	画地CD
75	農地転用条文CD	135	課標額本則都一般	195	減税額基礎都一般	255	都市計画編入年度	3	画地明細履歴番号
76	農地転用目的CD	136	課標額本則都非住個	196	減税額基礎都非住個	256	前課標強制入力F	4	評価替年度
77	農地転用年月日	137	課標額本則都非住法	197	減税額基礎都非住法	257	前年本則固小規模	5	評価CL
78	農地転用受付番号	138	課標額基準固小規模	198	減税額都小規模	258	前年本則固一般	6	評価地目CD
79	国調完了CL	139	課標額基準固一般	199	減税額都一般	259	前年本則固非住個	7	市街化調整区域CD
80	国調地積	140	課標額基準固非住個	200	減税額都非住個	260	前年本則固非住法	8	造成費CD
81	保有税CD	141	課標額基準固非住法	201	減税額都非住法	261	前年本則都小規模	9	正面路線番号
82	取得年月日	142	課標額基準都小規模	202	減税額都合計	262	前年本則都一般	10	正面間口距離
83	取得価額	143	課標額基準都一般	203	差引税相当額固	263	前年本則都非住個	11	正面奥行距離
84	調査年月日	144	課標額基準都非住個	204	差引税相当額都	264	前年本則都非住法	12	側方1路線番号
85	土地調査状況CD	145	課標額基準都非住法	205	未計算F	265	固定選定CL	13	側方1間口距離
86	土地補正対象地積	146	課標額当年固小規模	206	賦課期日時点F	266	都計選定CL	14	側方1奥行距離
87	土地補正種別CD	147	課標額当年固一般	207	所在地連結	267	計算方式小規模都	15	側方1角地CL
88	土地補正種別連番	148	課標額当年固非住個	208	所在地連結登記	268	計算方式一般都	16	側方2路線番号
89	土地補正率	149	課標額当年固非住法	209	備考	269	計算方式非住宅都	17	側方2間口距離
90	特例CD	150	課標額当年固合計	210	遊休農地CL	270	類土基本履歴番号	18	側方2奥行距離
91	特例開始年	151	課標額当年都小規模	211	特定空家CL	271	類土強制入力F	19	側方2角地CL
92	特例終了年	152	課標額当年都一般	212	類似平均設定年度	272	類土小規模地積	20	二方路線番号
93	特例対象地積	153	課標額当年都非住個	213	類似土地物件CD	273	類土一般地積	21	二方間口距離
94	特例率分子固	154	課標額当年都非住法	214	状類地区番号	274	類土非住地積個	22	二方奥行距離
95	特例率分母固	155	課標額当年都合計	215	計算方式小規模	275	類土非住地積法	23	不整形CL
96	特例率分子都	156	下落率	216	計算方式一般	276	類土本則課標固小	24	想定整形地積
97	特例率分母都	157	負担水準率固小規模	217	計算方式非住宅	277	類土本則課標固一	25	陸地割合
98	軽減CD	158	負担水準率固一般	218	比準課標額固小規模	278	類土本則課標固非個	26	三角地CL
99	軽減CD	159	負担水準率固非住個	219	比準課標額固一般	279	類土本則課標固非法	27	三角地角度
100	軽減開始年	160	負担水準率固非住法	220	比準課標額固非住個	280	類土本則課標都小	28	近い奥行
101	軽減終了年	161	負担水準率都小規模	221	比準課標額固非住法	281	類土本則課標都一	29	大規模工場用地地積
102	軽減対象地積	162	負担水準率都一般	222	比準課標額都小規模	282	類土本則課標都非個	30	按分率
103	軽減率分子固	163	負担水準率都非住個	223	比準課標額都一般	283	類土本則課標都非法	31	標準地番号
104	軽減率分母固	164	負担水準率都非住法	224	比準課標額都非住個	284	類土基準課標固小	32	比準間口距離
105	軽減率分子都	165	負担調整率固小規模	225	比準課標額都非住法	285	類土基準課標固一	33	比準奥行距離
106	軽減率分母都	166	負担調整率固一般	226	土地補正開始年	286	類土基準課標固非個	34	比準形状CL
107	減免CD	167	負担調整率固非住個	227	土地補正終了年	287	類土基準課標固非法	35	比準日照状況CL
108	減免開始年	168	負担調整率固非住法	228	減免非課税申請年月日	288	類土基準課標都小	36	比準田面乾湿CL
109	減免終了年	169	負担調整率都小規模	229	義務者事由CL	289	類土基準課標都一	37	比準農地傾斜CL
110	減免対象地積	170	負担調整率都一般	230	現所有申告年月日	290	類土基準課標都非個	38	比準保水排水CL
111	減免率分子固	171	負担調整率都非住個	231	表示連番	291	類土基準課標都非法	39	比準耕うん難易CL
112	減免率分母固	172	負担調整率都非住法	232	権利連番	292	類土負担水準固小	40	比準災害CL
113	減免率分子都	173	税相当額固	233	不動産番号	293	類土負担水準固一	41	比準標高差
114	減免率分母都	174	税相当額都	234	表示受付番号	294	類土負担水準固非個	42	比準支線距離
115	前年度課標手入力F	175	特例課標額固	235	権利受付番号	295	類土負担水準固非法	43	比準幹線距離
116	前年度課標固小規模	176	特例課標額都	236	登記作成年月日	296	類土負担水準都小	44	画地補正種別CD

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

45	画地補正種別連番	16	耕うん難易CL	54	該当階層地上地下Q自	114	複合構造評価種類CD	174	損耗残価率
46	画地補正率	17	災害CL	55	該当階層階自	115	複合構造経過年数	175	経年減点補正率経過
47	想定整形奥行距離	18	標高差	56	該当階層地上地下Q至	116	複合構造再建単価	176	理論評価額経過
48	想定整形間口距離	19	支線距離	57	該当階層階至	117	複合構造経年補正率	177	経過措置評価額経過
		20	幹線距離	58	登記床面積1階部分	118	複合構造雪寒補正率	178	強制経年減点抹消F
				59	登記床面積1階以外	119	特例CD	179	明細番号
				60	登記床面積合計	120	特例開始年	180	減免非課税申請年月日
				61	家屋評価システム番号	121	特例終了年	181	義務者事由CL
				62	現況構造CD	122	特例対象床面積	182	現所有申告年月日
				63	現況種類CD	123	特例率分子固	183	表示連番
				64	登記種類名	124	特例率分母固	184	権利連番
				65	現況屋根CD	125	特例率分子都	185	不動産番号
				66	現況階層地上	126	特例率分母都	186	登記構造名
				67	現況階層地下	127	軽減CD	187	登記種類
				68	現況床面積1階部分	128	軽減開始年	188	表示受付番号
				69	現況床面積1階以外	129	軽減終了年	189	権利受付番号
				70	現況床面積合計	130	軽減対象個数	190	登記作成年月日
				71	各階床面積履歴番号	131	軽減対象床面積	191	発行番号
				72	非課税CD	132	軽減率分子固	192	整理番号
				73	非課税開始年	133	軽減率分母固	193	一棟全体建物番号
				74	非課税終了年	134	軽減率分子都	194	建物名称
				75	非課税対象床面積	135	軽減率分母都	195	敷地権地番別名称
				76	調査年月日	136	軽減非該当CD	196	敷地権CD
				77	調査状況CD	137	軽減非該当個数	197	敷地権種類名
				78	貸家F	138	減免CD	198	居住部分床面積専有
				79	新增減CL	139	減免開始年	199	居住部分床面積共用
				80	棟数加算CL	140	減免終了年	200	一棟全体現況床面積
				81	住宅戸数	141	減免対象床面積	201	不均一課税CD
				82	居住部分床面積	142	減免率分子固	202	不均一課税開始年
				83	評価替CL	143	減免率分母固	203	不均一課税終了年
				84	評価替年度	144	減免率分子都	204	不均一課税床面積
				85	経過措置評価額	145	減免率分母都	205	不均一課税税率固
				86	減価額	146	特例課税額固	206	不均一課税税率都
				87	上昇率	147	特例課税額都	207	不均一課税減税額固
				88	評価種類CD	148	課税額固	208	不均一課税減税額都
				89	工法CD	149	課税額都	209	更正事由CD
				90	建築年月日	150	税相当額固	210	更正年月日
				91	評価建築年	151	税相当額都	211	評価額全体
				92	経過年数	152	軽減税額固	212	一棟全体評価額
				93	市街化調整区域CD	153	軽減税額都	213	評価相当額補正後
				94	都市計画税該当F	154	減免税額固	214	タワーマンションF
				95	簡易附属家F	155	減免税額都	215	一棟全体課税額固
				96	調査評点単価	156	差引税相当額固	216	一棟全体課税額都
				97	調査評点合計	157	差引税相当額都	217	課税額固補正後
				98	再建築費単価	158	未計算F	218	課税額都補正後
				99	再建築費評点数	159	賦課期日時点F	219	階層補正税額増減率
				100	経年減点補正率	160	棟番号連結	220	階層補正増減額固
				101	強制経年減点補正率	161	所在地連結	221	階層補正増減額都
				102	積雪寒冷地補正率	162	家屋番号連結	222	登録年月日
				103	損耗補正率	163	備考	223	現況床面積合計専有
				104	家屋補正種別CD	164	一棟全体物件CD	224	現況床面積合計共用
				105	家屋補正率	165	一棟全体履歴番号	225	建築CL
				106	評点数	166	一棟部屋分割F	226	減失CL
				107	一点単価	167	一棟部屋分割閉鎖F	227	減失年月日
				108	理論評価額	168	階層	228	一部減失部分床面積
				109	強制評価額	169	階層別専有床面積補正	229	改築年
				110	決定価格	170	専有床面積補正前	230	増改築年月日
				111	複合構造評価連番	171	専有床面積補正後	231	増改築前床面積
				112	複合構造主たる建物F	172	専有床面積補正後合計	232	増改築前居住床面積
				113	複合構造現況構造CD	173	損耗状況CD	233	棟数
<b>土地基本画地評点情報</b>									
1	相当年度	<b>家屋基本情報</b>							
2	画地CD	1	相当年度						
3	画地評点履歴番号	2	物件CD						
4	評価替年度	3	家屋基本履歴番号						
5	単位CL	4	異動事由CD						
6	用途地区CD	5	異動年月日						
7	正面路線価	6	棟番号本番						
8	側方1路線価	7	棟番号登記枝番						
9	側方2路線価	8	棟番号枝番						
10	二方路線価	9	主たる建物F						
11	標準地単価	10	県評価F						
12	正面路線評価点	11	義務者宛名番号						
13	側方1路線評価点	12	義務者共有枝番						
14	側方2路線評価点	13	個人法人CL						
15	二方路線評価点	14	共有分割CD						
16	造成費加減	15	閉鎖F						
17	造成費	16	所在地大字						
18	合計評価点	17	所在地小字						
		18	所在地地番						
		19	所在地合併CD						
<b>土地単価情報</b>									
1	単価種別CL	20	所在地分離番号						
2	評価地目CD	21	地番別名称						
3	市街化調整区域CD	22	外所在地F						
4	単価番号	23	外筆数						
5	標準地大字	24	外所在地履歴番号						
6	標準地小字	25	画地CD						
7	標準地地番	26	共有宛名番号						
8	標準地合併CD	27	共有枝番						
9	宅地比準F	28	部屋番号						
10	形状CL	29	仮換地地区						
11	状況類似地区状況CL	30	仮換地ブロック本番						
12	間口距離	31	仮換地ブロック枝番						
13	奥行距離	32	仮換地ロット本番						
14	奥行距離H8	33	仮換地ロット枝番						
15	状況類似番号	34	未登記F						
16	標準地地積	35	登記済通知書番号						
17	使用最終年度	36	表示事由CD						
		37	表示受付年月日						
		38	表示原因年月日						
<b>土地単価明細情報</b>									
1	単価種別CL	39	権利事由CD						
2	評価地目CD	40	権利受付年月日						
3	市街化調整区域CD	41	権利原因年月日						
4	単価番号	42	所有者宛名番号						
5	基準年度	43	所有者共有枝番						
6	用途地区CD	44	登記名義人氏名名称						
7	幅員	45	登記名義人住所所在地						
8	単位CL	46	家屋番号						
9	基準年単価	47	符号						
10	単価	48	建物番号						
11	時点修正率	49	登記構造CD						
12	日照状況CL	50	登記種類CD						
13	田面乾湿CL	51	登記屋根CD						
14	農地傾斜CL	52	登記階層地上						
15	保水排水CL	53	登記階層地下						



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<b>個人情報</b>		60 前住所_区CD	7 住所_自治省CD	34 特徴徴収区分	9 備考
1 宛名番号	61 前住所_大字CD	8 住所_全国大字CD	35 特徴納入書区分	<b>組合員情報</b>	
2 照会キ一	62 前住所_番地CD	9 住所_区CD	36 指定事業者CD	1 宛名番号	
3 履歴番号	63 前住所_枝CD	10 住所_大字CD	37 異動事由CD	2 使用業務CD	
4 受付番号	64 前住所_方書CD	11 住所_番地CD	42 法人番号	3 組合員開始年月日	
5 住民種別CD	65 前住所_住所名	12 住所_枝CD		4 組合員停止年月日	
6 住記住民状態CD	66 前住所_方書名	13 住所_方書CD	<b>送付先情報</b>	5 組合員履歴番号	
7 住民状態CD	67 前住所_郵便番号	14 住所_住所名	1 宛名番号	6 組合番号	
8 世帯番号	68 前住所_行政区CD	15 住所_方書名	2 使用業務CD	7 組合特例該当区分	
9 世帯主氏名	69 住なく年月日	16 住所_郵便番号	3 送付先開始年月日	8 備考	
10 世帯主氏名カナ	70 日頃フラグ	17 住所_行政区CD	4 送付先停止年月日	<b>口座情報</b>	
11 住記外国人続柄CD	71 住なく届出年月日	18 氏名	5 送付先履歴番号	1 宛名番号	
12 続柄CD	72 住なく事由CD	19 氏名カナ	6 所在地区分	2 使用業務CD	
13 混合世帯番号	73 転出先住所_住所区分	20 AL氏名	7 送付先自治省CD	3 口座用途区分	
14 混合世帯続柄CD	74 転出先住所_自治省CD	21 AL氏名カナ	8 送付先全国大字CD	4 口座開始年月日	
15 住所_住所区分	75 転出先住所_全国大字CD	22 通称名	9 送付先大字CD	5 口座停止年月日	
16 住所_自治省CD	76 転出先住所_番地CD	23 通称名カナ	10 送付先番地CD	6 口座履歴番号	
17 住所_全国大字CD	77 転出先住所_枝CD	24 生年月日	11 送付先枝CD	7 金融機関CD	
18 住所_区CD	78 転出先住所_住所名	25 性別CD	12 送付先方書CD	8 店舗CD	
19 住所_大字CD	79 転出先住所_方書名	26 混合世帯番号	13 送付先住所名	9 口座種別	
20 住所_番地CD	80 転出先住所_郵便番号	27 混合世帯続柄CD	14 送付先方書名	10 口座番号	
21 住所_枝CD	81 転出予定年月日	28 在留CD等番号	15 送付先郵便番号	11 名義人漢字	
22 住所_方書CD	82 転確年月日	29 在留CD等番号区分	16 送付先行政区CD	12 名義人カナ	
23 住所_住所名	83 世帯区分	30 宛名区分	17 送付先名称	13 振替方法	
24 住所_方書名	84 国籍CD	31 制度個人番号	18 送付先名称カナ	14 口座振替依頼日	
25 住所_郵便番号	85 上陸年月日	<b>法人情報</b>	19 送付先支店名称	15 一時停止該当区分	
26 住所_行政区CD	86 外国人住民年月日	1 宛名番号	20 送付先部署名称	16 備考	
27 氏名	87 第30条45規定区分	2 法人履歴番号	21 法人区分	<b>名寄せ情報</b>	
28 氏名カナ	88 在留資格CD	3 住民種別CD	22 法人格挿入位置区分	1 名寄せ宛名番号	
29 外国人漢字氏名	89 在留期間_自	4 所在地区分	23 備考	2 名寄せ宛名番号	
30 外国人漢字氏名カナ	90 在留期間_至	5 所在地_自治省CD		3 備考	
31 AL氏名	91 在留期間	6 所在地_全国大字CD	<b>納管人情報</b>	<b>その他情報</b>	
32 AL氏名カナ	92 在留CD等番号	7 所在地_大字CD	1 宛名番号	1 最初登録業務CD	
33 旧氏名	93 在留CD等番号区分	8 所在地_番地CD	2 使用業務CD	2 処理年月日	
34 旧氏名カナ	94 交付年月日	9 所在地_枝CD	3 納管人開始年月日	3 処理時刻	
35 通称名	95 有効期間等	10 所在地_方書CD	4 納管人停止年月日	4 異動事由CD	
36 通称名カナ	96 住民票CD	11 所在地_住所名	5 納管人履歴番号	5 登録年月日	
37 併記名	97 住民票作成年月日	12 所在地_方書名	6 納管人宛名番号	6 異動年月日	
38 生年月日	98 住民票作成事由CD	13 所在地_郵便番号	7 納管人種別CD	7 論理削除区分	
39 性別CD	99 外国人登録番号	14 所在地_行政区CD	8 備考	8 論理削除年月日	
40 住民年月日	100 連絡先電話番号	15 法人名称	<b>連絡先情報</b>	9 処理年月日	
41 住民届出年月日	101 更新区分	16 支店名称	1 宛名番号	10 処理時刻	
42 住民事由CD	102 異動事由CD	17 部署名称	2 使用業務CD	11 更新者職員番号	
43 住定年月日	103 登録年月日	18 法人名称カナ	3 連絡先履歴番号		
44 住定届出年月日	104 異動年月日	19 支店名称カナ	4 連絡先区分		
45 住定異動事由CD	105 届出年月日	20 部署名称カナ	5 連絡先電話番号		
46 住定処理区分	106 業務処理年月日	21 法人区分	6 連絡先FAX番号		
47 市外前住所_住所区分	107 発行停止区分	22 法人格挿入位置区分	7 電子メールアドレス		
48 市外前住所_自治省CD	108 宛名区分	23 本支店区分	8 備考		
49 市外前住所_全国大字CD	109 氏名半角区分	24 代表法人番号			
50 市外前住所_大字CD	110 未作成外字フラグ	25 法人整理番号	<b>組合情報</b>		
51 市外前住所_番地CD	111 制度個人番号	26 法人設立年月日	1 組合番号		
52 市外前住所_枝CD	<b>住登外情報</b>	27 法人設立届出年月日	2 組合名称カナ		
53 市外前住所_方書CD	1 宛名番号	28 法人廃止年月日	3 組合名称		
54 市外前住所_住所名	2 照会キ一	29 法人廃止届出年月日	4 組合区分		
55 市外前住所_方書名	3 住登外履歴番号	30 特徴事業所該当区分	5 組合設立年月日		
56 市外前住所_郵便番号	4 住民種別CD	31 特徴指定番号	6 組合廃止年月日		
57 前住所_住所区分	5 住民状態CD	32 代表特徴法人番号	7 組合長宛名番号		
58 前住所_自治省CD	6 住所_住所区分	33 特徴納期特例区分	8 組合長就任年月日		
59 前住所_全国大字CD					

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報及び必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に固定資産税システムに登録されている住民に関する情報及び固定資産税システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>1. 地方税ポータルシステムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。また、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1. 端末にアクセスするためのID、パスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。</p> <p>2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。</p> <p>3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. のぞき見防止フィルムを貼付し、窓口から特定個人情報が見えないようにする。</p> <p>2. 一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</p> <p>3. 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。</li> <li>・特定個人情報の提供を限定する。</li> <li>・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。</li> <li>・特定個人情報の提供先を限定する。</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。</li> <li>・再委託を原則として禁止する。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている   2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない          4) 再委託していない
具体的な方法	再委託は認めていない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法関係法令で定められた事項についてのみ行う。</li> <li>2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。</li> </ol>	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。</li> <li>2. 照会に伴う提供については、照会の根拠となる法令等の記載により確認を行っており、記載のないもの、根拠として認められないものについては提供を行わないこととしている。</li> <li>3. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。</li> <li>4. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。</li> <li>5. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合にしか提供を行わないこととしており、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。</li> </ol>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアの措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;</p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり                            2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			

<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;大分市の措置&gt;  ○物理的対策  1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。  2. データの不正持込・持出禁止を規定している。  3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。  4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。  5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。  ○技術的対策  1. ウイルス対策ソフトの導入  2. 不正プログラム対策：  コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。  また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。  大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。  また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。  3. 不正アクセス対策：  大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt;  ○物理的対策  1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  ○技術的対策  1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ○物理的対策  1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。  ○技術的対策  1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  2. 大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  5. 大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  7. 大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  8. 大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;大分市の措置&gt; 1. 関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよ義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームの措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-534-6111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市役所 財務部 資産税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-537-5610
②対応方法	・問い合わせを受付、口頭又は書面により回答する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月7日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

